

# 定 款

ジャパンフーズ株式会社

昭和 51 年 12 月 2 日 作成  
昭和 51 年 12 月 4 日 公証人認証  
昭和 51 年 12 月 23 日 会社成立  
平成 10 年 6 月 12 日 改訂  
平成 10 年 12 月 3 日 改訂  
平成 12 年 6 月 22 日 改訂  
平成 13 年 6 月 23 日 改訂  
平成 14 年 6 月 22 日 改訂  
平成 15 年 6 月 21 日 改訂  
平成 17 年 6 月 25 日 改訂  
平成 18 年 6 月 24 日 改訂  
平成 19 年 6 月 22 日 改訂  
平成 21 年 6 月 19 日 改訂  
平成 22 年 6 月 18 日 改訂  
平成 25 年 6 月 14 日 改訂  
令和 4 年 6 月 23 日 改訂  
令和 5 年 3 月 1 日 附則削除

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、ジャパンフーズ株式会社と称し、英文では、JAPAN FOODS CO., LTD.と表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 清涼飲料水及び嗜好飲料の製造、販売及び受託加工
2. 濃厚流動食、軽食、菓子等の製造、販売及び受託加工
3. 酒類の製造及び販売
4. 果実、野菜等濃縮ジュースの混合、調整、詰替加工の受託及び販売
5. 前各号の業務に使用される原料、資材、容器、設備、材料その他の関係物資の製造、販売及び輸出入
6. 営業倉庫にかかる業務
7. 自動車運送にかかる業務
8. 飲料製造工場の建設・運営及び飲料製造に関するコンサルティング業務
9. ペット用飲料等の飼料の製造及び販売
10. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業
11. 給水装置等の機械装置の製造、販売、保守、リース及びレンタル
12. 発電及び電力の販売
13. 前各号に附帯したまたは関連する業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を千葉県長生郡長柄町に置く。

### (機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,800万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(自己株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎決算期最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。  
② 前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。  
③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。

## 第3章 株主総会

### (招集の時期)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、隨時これを招集する。

### (招集者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

### (電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を使用することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を使用することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を使用することができる他の株主1名を代理人としてその議決権を使用することができる。この場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### (議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印または電子署名を行う。

## 第4章 取締役及び取締役会

### (員 数)

第19条 当会社に取締役9名以内を置く。

### (選 任)

第20条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

### (任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

### (取締役会の招集)

第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- ③ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

### (代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

### (取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に従い、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む)の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定に従い、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第27条 当会社に監査役4名以内を置く。

(選 任)

第28条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終ものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(運営)

第32条 監査役会の運営に関する事項は、監査役会の定める監査役会規則による。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に従い、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む)の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定に従い、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人との責任限定契約)

第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に従い、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (期末配当金)

第40条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日現在の株主名簿等に記録された株主または登録株式質権者に対し剩余金の配当（以下「期末配当金」という）を行うことができる。

### (中間配当)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の株主名簿等に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剩余金の配当（以下「中間配当」という）を行うことができる。

### (期末配当金等の除斥期間等)

第42条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- ② 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。